

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高岡市長 角田 悠紀

市町村名 (市町村コード)	高岡市 (162027)
地域名 (地域内農業集落名)	醍醐地区 ( 須田,後正寺,今庄,油屋,横越,夏住 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・過去の基盤整備により、概ね集約、集積が実施されているが、後継者問題は急務であり、農業経営の継続化が課題である。  
 ・一般企業の定年延長により、担い手が不足するだけでなく、農業者の高齢化も進んでおり、新規就農者をはじめ多様な担い手の確保が重要な課題である。  
 ・用水路の整備、畔等の草刈りが大きな負担となっており、負担軽減対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、各農業者が保有する圃場の状況を鑑みて適した農作物の栽培に努める。  
 ・地域の特産物となる作物を思案し、農業を担う者を含めて栽培方法の確立を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	284.52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	284.52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・中心経営体への農地の集積・集約化を基本としつつ、営農継続が困難な場合には隣接する農業者間で農地利用を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中心経営体を中心に集積・集約化を進めるため農地中間管理機構を活用する。今後、高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに図られるよう地域で話し合っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、地権者の意向に基づき、農地中間管理機構を活用して中心経営体への集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、狭隘かつ不整形な農地については、耕作しやすいよう、地権者の同意を得つつ、畔倒し等の補正に努める。 ・基盤整備への取り組みにあたっては、補助事業を積極的に活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
経営体の意向を踏まえながら、市やJA等関係機関と連携し、担い手の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③負担軽減及び作業の効率化・効果化のため、ドローンによる農薬散布の導入等、スマート農業機器の導入を進める。
- ⑦用水路の整備、畔の草対策について地域ぐるみで課題を話し合い、取り組む。